

▶12/17開催間近!
石綿事前調査セミナー
(3面左上)

今月の紙面

- 2 労働時間の記録、管理していないと予期せぬ事態に
- 6 建退共を知っていますか? 建設国保関連記事の掲載:4、5面



発行所
広島県建設労働組合
 〒733-0013 広島市西区横川新町8番12号
 電話(082)232-6238 FAX(082)294-0248
 発行人 書記長 谷口 秀樹
 (機関紙は有料 組合員の機関紙代は組合費に含む)
 定価 1部70円 毎月1回10日発行

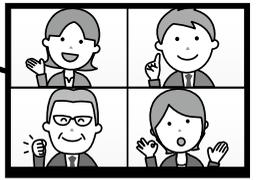
ホームページ

ひろしまけんろう 検索

スマホ携帯から携帯でQRコードを読み込んで下さい
 (別途通信料金が必要となります)

9月8日

庄原市とオンライン懇談 要望事項への回答と意見交換



懇談3日後に組合要望実現

9月8日(水)、第12地連庄原は、庄原市役所管財課とオンライン懇談を行いました。

地連から牧田副地連長と酒井貸対専委員、県本部から高野貸対部長と担当書記、庄原市管財課から貞光管財課長と森永係長が参加。市役所と第12地連庄原、県本部の3地点をオンラインで繋ぎ、約1時間半の懇談を行いました。

酒井専門委員より懇談主旨を説明し、事前に提出し

9月8日(水)、第12地連庄原は、庄原市役所管財課とオンライン懇談を行いました。

管財課より「災害復旧工事人は人手不足で、市内業者だけで難しい」「大型建築工事は特殊な音響工事などがあり、金額ベースで9割が市外業者」であることが報告されました。

牧田副地連長より「市外業者に頼らなくても工事はできるはず。条件等を再考して欲しい。地域を盛り上げるための基本条例を管財課だけでなく、公共サービスを発注している担当部署の職員にも周知して欲しい」「市民に基本条例を知ってもらうため、HPに掲載するなど取り組みの改善をお願いしたい」と申し入れて懇談を終えました。

懇談3日後、公契約基本条例が庄原市のHPに掲載され、「市民に基本条例を知ってもらうため、基本条例をHPに掲載する」という組合の要望が実現されました。



県本部からオンライン参加する高野貸対部長



3地点(庄原市、第12地連、県本部)で接続の様子

全建総連 第62回定期大会 各会館を結びオンライン大会 魅力ある建設産業の実現へ

【県・谷口書記長】全建総連は10月15日(金)、第62回定期大会を開催し、全53県連・組合から987人(委任代議員288人を含む)が参加しました。

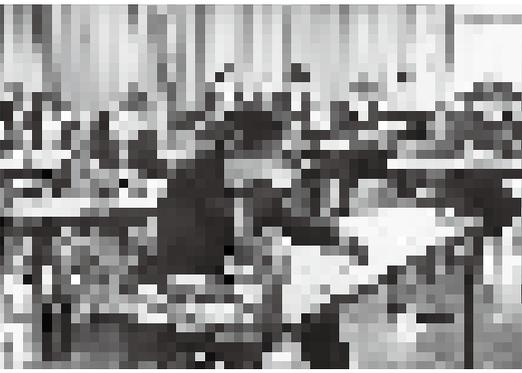
当初は宮城県仙台市での開催を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症が収束しないため、昨年の第61回定期大会と同様に全建総連会館と加盟組合会館をオンラインで結んだ大会となりました。

「新型コロナを乗り越え、組織拡大とCCUS促進の力貸金・単価を引き上げ、魅力ある建設産業を実現しよう」をメインスローガンに討議が行われました。

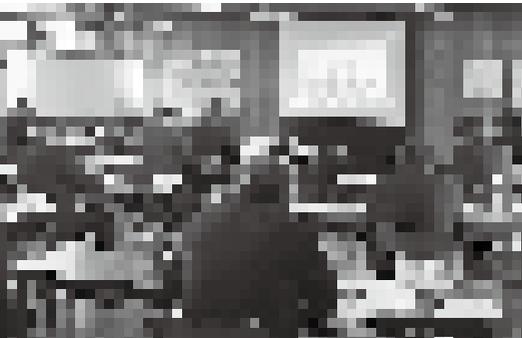
質疑応答は、代議員から

「新型コロナを乗り越え、組織拡大とCCUS促進の力貸金・単価を引き上げ、魅力ある建設産業を実現しよう」をメインスローガンに討議が行われました。

質疑応答は、代議員から



大会に参加する代議員の皆さん



中央スクリーンに本会場を映して

広島建労からは大森隆さん(第4地連広島中央)が功労者表彰者に

「執行委員に就任してから6期12年の長きにわたって重責を担ってこられたこと、この度、表彰していただきまして、これも、組合員の皆様のご厚情の賜物と心より感謝いたしております」

【県・税対部長・中川裕次】10月28日(木)13時30分より、全建総連と地連・県本部事務所の14カ所をオンラインで接続して「適格請求書等保存方式(インボイス)」を開催。司会と開会のあいさつを県・中川税対部長、講師を全建総連・西税対部長が行いました。

「インボイス制度導入と

今日のお話しする内容の要点

- 2023年10月から消費税の経理方法が変わります(適格請求書等保存方式)。この方式のもとでは、課税事業者は免税事業者からの請求書等では消費税の(仕入税額控除)が出来ません。(2023年9月末までは経理可能)
- これにより、2023年10月以降、課税事業者は免税事業者との取引分だけ税納税額が増加します。(免税事業者との取引のおよそ10%分) ※特例あり
- 課税事業者がその新たな負担を回避するためには「課税事業者になる」「負担増分の値引き(仕入税額控除)の終了(課税事業者への切り替え等)」をお願いし、免税事業者にとっては課税事業者の取引先からこれらになるということです。

見直し等がなく、制度がそのまま導入されれば、小零細な課税事業者、免税事業者ともに重大な影響を受けることになる。西税対部長

PC画面の資料を共有して学習

「インボイス制度の問題点」「インボイス制度のスケジュールの確認」などについての説明の後、質疑応答が行われました。

初めてのオンラインを用いた学習会。一部の地連において通信トラブルが発生し、ネットにつながらない場面もありましたが、参加者の皆様のご協力で、無事に約2時間におよぶ学習会を終えることができました。

当日の学習会のやり取り内容についてはビデオ撮影し、DVDにダビングして地連に配布しますので、今後の地連での学習活動にご活用くださいますよう、よろしくお願いたします。

オンラインでインボイスを学習 影響、問題点、スケジュールを確認

建設業法における適正な取引

① 著しく短い工期の禁止

注文者は、その注文した建設工事を施工するために、通常必要と認められる期間に比べて、著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはなりません



② やり直し工事について

下請工事の施工後に、元請負人が下請負人に対して工事のやり直しを依頼する場合にあっては、元請下請間で十分な協議を行う必要があります



③ 下請代金のうち労務費に相当する部分の現金払

下請代金のうち労務費に相当する部分については、現金で支払うよう適切な配慮をしなければなりません

現金の範囲については、銀行振込等、現金と同様に扱われているものについても含まれます。



建設業に関する総合的な相談窓口

建設業フォローアップ相談ダイヤル

TEL0570-004976

E-mail:hqt-kensetsugyo110@mlit.go.jp
※ナビダイヤルの通話料は発信者の負担となります。

【受付時間】10:00~12:00、13:30~17:00
(土日、祝日、閉庁日を除く)

- 労務単価、品確法の運用指針、社会保険加入対策などの建設業に関する様々な相談を総合的に受け付けます。
- 加えて、建設業法令遵守ガイドラインの内容や、取引に関する法令上の規定などを確認したい場合の相談も受け付けます。

建設業フォローアップ相談ダイヤル

検索

建設業フォローアップ相談ダイヤル

国土交通省 建設業部 建設業課

TEL 0570-004976

受付時間 10:00~12:00 13:30~17:00
(土日、祝日、閉庁日を除く)

品確法 運用指針、
新労働基準、社会保険加入対策等
建設業に関する様々な相談を受け付けます!

働き方改革は始まっています

対応はすすんでいますか?

2024.4.1~「働き方改革関連法」が建設業に全面適用されます

2019年から施行、すでに適用が始まっています

労働時間の記録、管理が特に重要です

従業員の労働時間の記録、管理

事業主には従業員の労働時間を適正に把握する義務があります。出勤簿の活用、またはタイムカード・アプリ等により労働時間(始業・終業・休憩時間)を把握、出退勤を管理しましょう。

から、しっかり取り組みましょう

事業主が「労働時間の記録、管理」を行っていないと、予期せぬ事態につながることも

内容証明

催告書

新宿区高田馬場〇〇〇〇
株式会社 全建 殿

埼玉県さいたま市〇〇〇〇
川口 鳩三郎

私は2020年3月1日に貴社へ入社し、2021年4月1日に退社するまでの期間に、合計1300時間の時間外労働をしました。しかし貴社は私の時間外労働に該当する時間外手当から見込み残業代金を差し引いた残金の合計額120万円を支払っていません。

私は貴社に対し、2020年3月1日から2021年4月1日までの時間外労働、法定休日出勤に対する割増賃金の合計額120万円の支払いを請求いたします。

なお、上記期間内にお支払いいただけない場合、民事訴訟を提起するとともに、刑事告訴等の法的措置をすることになるので念のため申し添えます。

[例]

退職した従業員から、100万円を超える残業代の支払いを求めた内容証明が元の事業主に宛てて送られてきた。

退職した従業員の就労現場、出退勤時刻などを記録したものは保管しておらず、正確な就業記録は確認できなかった。困った事業主は組合へ相談。

事業主と組合で、就業記録を確認可能な資料を集め、証明書類として作成し、最終的な残業代の支払を適正な金額にすることができた。

【参考】

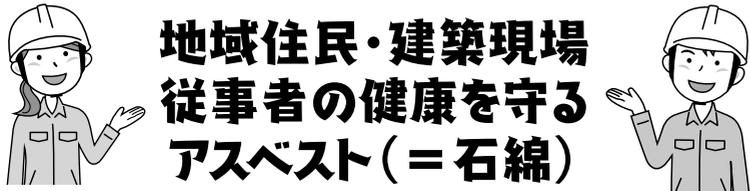
未払い賃金を請求できる期間は、2020年4月から3年に延長された(以前は2年)。これは、2020年4月1日以降に支払われたすべての賃金が対象に。近年は「未払い残業代を手にとります」と大きく掲げた法律事務所も登場している。

こうした事態を避けるにはどうしたらよいか

ご注意ください!
カレンダーや出勤帳に○×をするだけの管理はもう通用しません

労働時間の記録、管理が特に重要です。

事業主は始業・終業時間、休憩時間を適切に記録、管理しましょう。適切な労働時間の管理が自分たちを守る今後の大きなポイントとなります。



地域住民・建築現場 従事者の健康を守る アスベスト(=石綿)

事前調査関連オンラインセミナー

石綿障害予防規則(石綿則)や大気汚染防止法(大防法)の改正に伴い、2021年4月から義務化された事前調査に加え、2022年4月からは一定規模以上(80㎡または請負金額100万円以上)の解体・改修工事に対する事前調査の届出義務と2023年10月からの建築物石綿含有建材調査者の有資格者による事前調査の届出義務に備えることが必要です。

全建総連では、このアスベスト事前調査に関連するオンラインセミナーを開催します。

どなたでも参加可能ですので、参加希望日の申し込みURLからお申込みください。

内 容：石綿則・大防法の改正について
事前調査の方法について
事前調査の届出システムについて
講 師：特定非営利活動法人東京労働安全衛生センター
外山 尚紀さん

12/17(金) ※①②の内容は同じです。

①15:00~16:30

<https://us02web.zoom.us/join/9ZStRsunMIXmGRO5oA>



②18:30~20:00

<https://us02web.zoom.us/join/DOKwTlvhSt6mOAnQQAerJA>



匠の技を身につけよう

一般社団法人 広島建築共同職業訓練協会・広島県建築高等職業訓練校

入校生を募集(63期)

資格取得(建築士・技能士)を目指そう

入校の申込期間

令和3年10月1日~

翌年3月18日まで

入校申し込み、訓練時間、入校金、授業料などのお問い合わせ先
〒733-0013 広島市西区横川新町8-12

電話:082-292-7798 FAX:082-294-0248



第8回 建労会館建設委員会

12月の委員会で見積書提出の報告

第8回建労会館建設委員会が11月1日(月)13時から建設委員14人と設計監理者2人の参加で開催されました。

議題の中で、全木協広島(広島県工務店協会)へ建労会館建設にあたっての施工協力要請を行ったことの報告、大工・左官・内装の施工に従事するか否かのアンケートを地連内で各工種の方に送っていることの途中経過報告がありました。

設計監理者からは、確認申請機関等とのやり取りにより、構造形状の一部修正箇所やコンセント位置等についての提案がされました、意見交換の中で、喫煙室内において喫煙用の集塵脱臭ユニットを設置した場合は、2カ月に1度程度でフィルター交換が必要になることから当面、換気扇で対応し、必要に応じて設置できるようにフロアコンセントをつけることで決定しました。

設計者より12月の建労会館建設委員会に見積書を提出される予定ですが、ウッドショックにより材料が数倍に値上がりをしていること、各種材料においても大幅な値上げおよび欠品が相次いでいることでの単価になることの報告がありました。

次回は12月1日(水)に第9回建労会館建設委員会、1月11日(火)に第10回建労会館建設委員会を開催予定です。

税金Q&Aコーナー

税金対策部

あらゆる税務手続きが税務署に行かずにできる社会

Q: デジタル庁の発足で、国税庁関係の手続きにも変化があるのでしょうか?

A: 国税庁はこの間、電子申告を進めてきましたが、デジタル庁の設置をにらんで、2021年6月に「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション(DX)-税務行政の将来像2.0-」を公表しました。キーワードは、「あらゆる税務手続きが税務署に行かずにできる社会」です。

DXで目標とされているのは、スマホやパソコンから「ワンタッチ」で申告・納税が可能になる社会。具体的にはマイナポータル(マイナンバーカードの個人向けサイト)の活用が想定されています。マイナポータルで収集した申告に必要なデータを国税庁のシステムが自動で読み取り、納税も納税者が指定した口座から自動的に引き落とされる(振替納税)仕組みです。

2022年1月から政府はデジタル庁と連携して、スマートフォンのカメラで源泉徴収票を読み取ることで、必要項目を自動で記載するシステムを導入し運用を開始すると報道にありました。納税者の申告の手間を省き、インターネットで手続きしやすい環境を整え、転記ミスを防ぐ効果もあるとしています。



労働災害の治療には病院で健康保険証が使えません。事業主の皆様には必ず加入いただくよう国が法律で義務付けており、労働保険に加入せず、働かせることは違法です。

労働者本人が同意しないから... 保険料が払えないから... 民間の保険に加入しているから... は理由になりません。加入していない場合に、負傷した本人が、病院または監督署へ訴え出て労災となるケースも多々あり、そうした場合には、事業主の多大な費用負担となります。労災事故が起こる前に、速やかに加入手続きをしてください。

広島建労の労働保険事務組合でも労働保険(労災・雇用)を取り扱っています。

事業主の皆様へ

厚生労働省
「安心」を支えるワン・ピース
労働保険
労災保険 雇用保険

お問い合わせ先

- ・ 広島労働局総務部労働保険徴収課 (https://jsite.mhlw.go.jp/hiroshima-roudoukyoku/) 〒730-8538 広島市中区上八丁堀6-30 TEL(082)221-9246
 - ・ 各労働基準監督署
 - ・ 各ハローワーク(公共職業安定所)
 - ・ 広島県社会保険労務士会
 - ・ (一社)全国労働保険事務組合連合会広島支部
 - ・ 各労働保険事務組合
- へお気軽にご相談ください。

建設国保からのお知らせ

広島県建設国民健康保険組合

建設国保が実施している各種検診等の補助

<がん検診補助>

【対象検診】 地方自治体(市・町)が実施しているがん検診

【対象者】 組合員および配偶者

【補助額】 年(4月～翌年3月まで)1回 本人負担額全額

★補助を受けるには

- ① 検診料を支払ったときに必ず領収書をもらう。
- ② 領収書(原本)を持って所属の地域連合で補助申請の手続きをする。

※がん検診受診は、『健康づくりビンゴ表』の左中マスに該当します。



<歯科健診補助>

【対象健診】 指定歯科医院(健診協力医)で受診した歯科健診

【対象者】 被保険者全員

【補助額】 年(4月～翌年3月まで)1回 健診料3,300円(税込)全額を補助

★補助を受けるには

- ① 指定歯科医院を確認。健診日を予約して、所属の地域連合で健診票を交付してもらう。
- ② 受診日当日、忘れずに健診票を持参していく。健診料の支払いは不要。

※歯科健診受診は、『健康づくりビンゴ表』の左下マスに該当します。



<インフルエンザ予防接種補助>

【対象者】 対象者年齢

- ・ 接種日時点で1歳以上から中学入学前の被保険者
- ・ 接種日時点で65歳以上75歳未満の被保険者

【補助額】 接種費用に関わらず、1,500円を限度として補助

【補助対象数】 人数に制限があり、該当対象者2,000人まで補助

【接種期間】 10月1日～翌年2月末日までの1回

★補助を受けるには

- ① 接種費用を支払ったとき、必ず領収書をもらう。
(インフルエンザ予防接種と確認できるもの)
- ② 領収書(コピー)を持って所属の地域連合で補助申請の手続きをする。

※インフルエンザ予防接種は、『健康づくりビンゴ表』の左中マスに該当します。



<肺がん(アスベスト)検診補助>

【対象検診】 各地域連合の実施計画に基づき、検診車を派遣して行う肺がん検診

【対象者】 組合員および配偶者

【補助額】

- ◇ 広島県環境保健協会…検診料金10,450円(税込)のうち、8,450円を補助
自己負担額2,000円が必要です。
- ◇ 中国労働衛生協会…検診料金5,500円(税込)のうち、3,500円を補助
自己負担額2,000円が必要です。

● 肺がん(アスベスト)検診は、各地域連合の実施計画に基づいて行われま
す。検診など手続きの詳細については所属の地域連合へお問い合わせくだ
さい。

● 放射線被曝は極微量となっており問題はない量ですので、喫煙者・要再検
査の方は毎年の受診をお勧めしています。

しかし、肺・心疾患の疑いがある場合等は十分考慮の
うえ、受診をご検討ください。

※肺がん(アスベスト)検診受診は、『健康づくりビンゴ表』
の左下マスに該当します。



<契約保養所利用補助>

【対象宿泊】 日本交通公社(JTB)または日本旅行のどちらかと契約を結んでい
る宿泊施設での宿泊

【対象者】 被保険者全員(0歳児は対象外)

【補助額】 年(4月～翌年3月まで)1回 組合員 2,000円、
家族1人につき 2,000円

★補助対象となっている宿泊施設や手続き方法など、
詳細は所属の地域連合へお問い合わせください。

※契約保養所利用者は、『健康づくりビンゴ表』の下中マスに該当します。



<国保組合節目がん検診>

【対象検診】 各地域連合の実施計画に基づく、特定健康診査会場で同時に行わ
れる節目がん検診

【対象者】 令和3年4月1日時点で資格を有する被保険者で下記の満年齢の者
但し、令和2年4月～令和3年3月の間に節目がん検診を受けた者を除く

組合員 満20歳、21歳、25歳、26歳、30歳、31歳、35歳、36歳
家族 満30歳、31歳、35歳、36歳

【検査内容】 男女とも便採取による大腸がん検査

採血検査 貧血、血清クレアチニン(腎機能)、肝機能、血糖値、
血中脂質(コレステロール値)

女性のみ採血による子宮がん検査(CA-125)

【補助額】 年(4月～翌年3月まで)1回

◇ 男性…検診料金 5,100円 全額を補助

◇ 女性…検診料金 7,200円 全額を補助

※国保組合節目がん検診は、『健康づくりビンゴ表』の左上マスに該当します。



<産後就労助成金>

【対象者】 出産された女性組合員

【補助額】 出産月を含めた、前3カ月の保険料相当額

★補助を受けるには

出産手当金請求と同時に所属地域連合で助成申請手続きをする。

人間ドック・脳ドック・PET-CTがんドック
検診補助申請について

1. 対象となる検診及び補助

補助の対象となる検診の種類は次のとおりです。

- (1) 人間ドック
- (2) 脳ドック
- (3) PET-CTがんドック検診(受診予定人数30名まで)
- (4) 人間ドック又は脳ドックと併せて受ける契約外検査(オプション検査)
* 宿泊の場合も、日帰り検診と同じ金額の8割を補助金額の上限とします。
* PET-CTがんドック検診は建設国保組合が一律40,200円を補助しますが、
差額については受診者が契約医療機関の窓口にて支払います。
* 契約外検査(オプション検査)を受診された場合、契約外検査総費用
額の5,000円までを上限として補助します。超えた場合の料金は受診者
の自己負担になります。
* PET-CTがんドック検診では、契約外検査は該当いたしませんので、契
約外検査を受診された場合は、全額自己負担になります。
* 人間ドック・脳ドック検診またはPET検診は
『健康づくりビンゴ表』の左上マスに該当します。



2. 補助対象医療機関について

広島県建設国民健康保険組合と委託契約を締結した医療機関(5月号掲
載の令和3年度契約医療機関一覧表)の中よりお申し込みください。

※令和3年4月から検診料金等が変更しておりますので、受診される医療
機関か一覧表にてご確認ください。また下記の機関の取扱いが変更とな
りましたので、ご注意ください。

(補助廃止医療機関)・広島市立舟入市民病院

3. 申し込み方法について

補助対象医療機関へ予約後、人間・脳ドックの場合は必ず「契約検診
機関補助申込書兼受診票」、PET-CTがんドック検診の場合は必ず「PET-
CT検診補助申込書兼受診票」を所属されている地域連合の窓口で連絡し
て、お申し込みください。

- (注) 受診される当日は必ず受診票を持参してください。
- (注) 予約された後、地域連合の窓口には早めに申請をしてください。
- (注) 受診票に記入する項目は全て記入をしてください。
- (注) 対象医療機関以外での受診は補助対象になりません。
また、償還払いも補助対象にはなりません。

4. 対象者

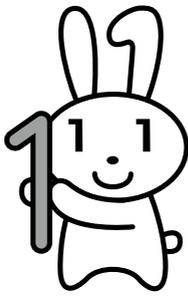
受診票の交付を受けることができるのは交付及び申請時において、
次の各号のすべての要件に該当する被保険者とする。

- (1) 検診日現在被保険者である組合員とその配偶者
- (2) 入院または妊娠していない者
- (3) 年度内(4月から翌年3月まで)に検診補助を受けていない者
- (4) 国民健康保険料を滞納していない者
- (5) 事前に当国保組合へ申込書が受理された者

受診票の交付を受けた被保険者が、受診の中止または検診日を変更する
ときは、直ちにその旨を検診機関に連絡のうえ、変更をうけてください。

※必ず建設国保組合にも申請変更の連絡をお願いします。

マイナンバーカードを 取得しましょう!



マイナンバーカードの健康保険証としての利用が10月20日より本格運用となりました。(マイナンバーカード対応医療機関等については医療機関等窓口貼付のステッカー、又は厚生労働省のHPで確認できます。)

また、医療費・薬剤情報についても10月より閲覧可能となっており、これにより初めて受診する医療機関等でも、より適切な医療が受けられるようになります。但しこれらの制度を利用するには、マイナポータルから利用申込の手続きが必要となります。その他、セブン銀行ATMからの申込みも可能となっておりますので必ず申込みを済ませましょう。

その他、下のようなメリットがあります。



各種証明書(住民票等)を
コンビニで取得できる!

e-Taxも、もっと便利に!
身分証明書になる!

など

国からも皆さんのマイナンバーカードの取得を促進するよう要請がきております。また、これから更に利用範囲は広がっていき便利になることが予想されますので、まだマイナンバーカードを持っていない方はマイナンバーカードを取得しましょう。

特定健診・特定保健指導

特定健診とはメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)をはじめとする生活習慣病の予防や改善に着目した健診です。特定健診の結果により、将来の生活習慣病を防ぐ事が必要な方には、特定保健指導を受けて頂く必要があります。特定保健指導は特定健診会場で当日に、受診できるようになりました。人間ドック検診においても下記の5検診機関での人間ドック検診後の当日特定保健指導が可能となりましたので、受けて頂くようよろしくお願いします。

対象者

40歳以上の
被保険者全員
(令和3年4月1日時点)

自己負担

特定健診、特定保健
指導とも建設国保が
負担するため無料!

目標

今年度は特定健診受診率
70%、保健指導受診率
30%を目指しています。

基本的な健診項目

- ・問診・身体測定・血圧測定・尿検査
- ・血液検査(肝機能、脂質、血糖、貧血等)
- ・子宮頸がん検査・血清クレアチニン検査
- ・大腸がん検査・前立腺がん検査

特定保健指導機関

- ・アルパーク検診クリニック
- ・広島県環境保健協会
- ・広島赤十字・原爆病院
- ・医療法人JR広島病院
- ・東広島記念病院

注意

行政(各市町)が検診車を公民館等に派遣して行う集団健診のうち、特定健康診査については、建設国保に加入しているみなさんは、受診することができません。

この特定健康診査については、建設国保が独自に行います。したがって、建設国保に加入しているみなさんは、所属の各地域連合で手続きを行っていただき、建設国保が契約している検診業者で受診していただくようになりますので、注意してください。

令和3年1月～令和3年12月まで 保険料の年間納付額について

令和3年1月～令和3年12月までの1年間に納付された建設国保の国民健康保険料は表のとおりです。

年の途中で加入または脱退された組合員さんは、月額に月数をかけて算出した金額が建設国保に納付された保険料になります。扶養家族の人数に変更があった場合も同様になります。

納付額を算出する際には、お間違えのないよう注意してください。なお、国民健康保険料の納付額証明書については確定申告の際、原則提出不要となっておりますが、必要な組合員さんには証明書を発行しますので、所属の地域連合へ申し出てください。

～受診から補助までの流れ～

①「契約検診機関一覧表」(5月号に掲載)で契約検診機関を確認のうえ、2週間以上の余裕をもって予約する



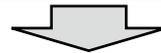
②受診者は所属の地域連合で、補助申込をする「契約検診機関補助申込書兼受診票・PET-CT検診補助申込書兼受診票」記入



③国保組合へ「契約検診機関補助申込書兼受診票・PET-CT検診補助申込書兼受診票」を送付



④国保受付印を押印した補助申込書兼受診票を地域連合へ返送



⑤受診者は、必ず「契約検診機関補助申込書兼受診票・PET-CT検診補助申込書兼受診票」を提示のうえ受診する



⑥受診後、(人間・脳ドックの場合) 契約検診料金の2割相当額と、オプション検査を受けられた方は料金の5,000円を超えた額、(PET-CT検診の場合) 当国保組合が負担する40,200円との差額分を窓口にて支払う。

人間・脳ドック受診でのオプション検査については、5,000円までは当国保組合が助成します。5,000円を超えた金額は自己負担となりますので、当日窓口でお支払いください。
※PET-CT検診の場合オプション検査は該当しません。



⑦後日、建設国保組合が残りの検診費用相当額と、オプション検査を受診された方の費用のうち5,000円までを上限とし、医療機関へ支払う

*広島県建設国民健康保険組合補助申込書兼受診票は、受診者が当組合の被保険者でありドックの補助対象であることを証明するものです。受診票を提示されないと医療機関で補助対象者であるか確認が出来ません。当日は必ず受診票を提示してください。

また事前に申込のないものは補助できませんので、ご注意ください。

●国民健康保険料納付額

令和3年1月～令和3年12月

区分		月額 (1月～12月)	年額	
医療給付費分	(第1種組合員) 一人親方・事業主	18,500円	222,000円	
	職人・従業員	(第2種組合員) 35歳以上	15,600円	187,200円
		(第3種組合員) 25～35歳未満	12,900円	154,800円
		(第4種組合員) 20～25歳未満	9,400円	112,800円
		(第5種組合員) 20歳未満	7,500円	90,000円
	家族	家族一人当たり (5人まで賦課)	3,000円	36,000円
1歳未満		-3,000円	-36,000円	
後期高齢者支援金分	組合員	2,500円	30,000円	
	家族	家族一人当たり (5人まで賦課)	2,500円	30,000円
		1歳未満	-2,500円	-30,000円
介護納付金分 (40～65歳未満の方全員が該当)	組合員	2,600円	31,200円	
	家族一人当たり	2,600円		

◎保険料は、医療給付費分・後期高齢者支援金分・介護納付金分の3つの区分に分かれています。組合員さんが、建設国保に納めてもらった保険料は、それぞれを合算した額です。

建退共

建設業で働く現場労働者の為に、国が作った退職金制度 (令和3年10月1日に改正)

建設業で働く現場労働者の皆さんのための「建退共」を知っていますか？

「建退共」とは、建設業従事者であれば職種を問わず加入できる「建設業退職金共済制度」の略称です。

建設業界では、退職金を支払う制度を活用している会社はまだ多くありません。

しかし、会社を変えたり一人親方になっても、引き続き建設業界で働いている限り加入し続けられ、建設業界で働くことをやめた時に、労働者本人に退職金が支払われます。

雇用される事業主が変わっても、次の事業主が建退共に加入していれば、もちろん継続できます。

本来、建退共制度は建設業で働く従業員をサポートする目的で作られたものですから、事業主は加入できません。しかし、個人事業主である一人親方は、現場で働く労働者としての一面も持ち合わせているため、特別に加入が認められています。

一人親方が集まって団体を作り、その団体で建退共との契約を結ぶことで

特別に加入できるのです。

広島建労では「全建総連厚生協会広島支部」を結成しているため、「一人親方」の方も加入できます！

雇う側の事業所にとっては、転職者に選ばれる、労働者の定着、掛金は損金処理を行えるため全額免税(個人企業の場合は必要経費扱い)、経営事項審査の加点、電子化に伴い管理が楽になるなど、色々なメリットがあります。

また、公共工事に入る方であれば、働いた日数分が元請より支給されるのでお得です。

運用利回りがこの度、半分以上になりましたが、2021年3月から電子申請方式が開始され、今後は証紙(紙ベース)ではなく電子ポイントで管理されていくため、公共工事などでは必ず貼付(付与)されていく可能性が

あります。また、建設キヤリアップシステムと連携し、現場入場の際に自動付与されていくことが期待されます。

が期待されます。

注意：2021年10月からの建退共の改定で、運用利回りは3.0%から1.3%に変更となりましたが、2021年9月まで貼付した分は3.0%で計算して退職金がもらえます。

月々6,720円の掛金 (1日320円×21日分) ※掛金は組合費と一緒に納入します。

労働者は事業所で、一人親方は広島建労の組合員なら自分で積み立てることが可能。

加入・請求などの事務手続きや、証紙の購入・貼り付けも、すべて組合が行います。

建設産業全体に適用されているから、事業所が変わっても継続できます。

掛け始めに、国から50日分の補助あり。 ※現在は証紙1日320円×50日分=16,000円分

250日分(約1年)以上積み立てたら、建設業をやめる時に一括受け取り。 ※ただし500日分(約2年)未満の場合は、元本割れします(死亡による違法請求はこの限りではありません)

共済手帳に証紙を貼り付けることで、掛け金を積み立てます。



制度の特徴

11月1日の組織人員 12,266人

労働安全標語: 整理整頓 現場をきれいに 安全確保を 目指しましょう

労災保険に入りましょう 労働災害地連別件数一覧表 令和3年10月分

Table with columns: 地連名, 件数. Lists accident counts for various regions like 第2地連 芦品, etc.

()内は一人親方 労災事故発生原因

Table with columns: 内容, 件数. Lists causes of accidents like 打撲・捻挫, 転墜, etc.

「カンガルーマーク」クイズ

紙面に複数個のカンガルーマークが印刷されていますので「カンガルーマーク」の総数(写真内のは含まない)をお答えください。

Illustration of two workers with a speech bubble: 運用利回りは実質年率 1.3% 運用利益 がついてくるから 長くかければお得

Table comparing '納めた額' (Paid amount) and '受け取る額' (Received amount) over 1 to 40 years.

Calendar for December with dates and activities like '建設国保四役会議', '第10回建設委員会'.

12月1月の行事予定



第8地連広島西 万全のコロナ安全対策で 職長・安全衛生責任者教育